

平成会会則

第1条（名称、連絡先）

本会は、平成会と称し、事務局を東京都中野区本町3-23-12 214プラザ内に置く。

第2条（目 的）

本会は、会員相互で情報を共有しあい、各社の業績向上に寄与する事を目的とする。

第3条（会 則）

本会は、建設・不動産事業に関わる異業種の集まりで、本会の趣旨に賛同する者をもって組織とする。

第4条（入 会）

- 1, 本会に入会する時は、平成会会員より事務局へ申し込み、会長・事務局長・理事の承認を得る。
- 2, 会員数の上限を70社とする。
- 3, 会員の資格は紹介者同伴（3回）の出席後、認めるものとする。（3回までは紹介者が事務局へ出席の有無を連絡する）。

第5条（事 業）

本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1, 毎月（8月と12月を除く）第2金曜日に月例会を開催し、会員の情報交換及び新商品発表を行う。
- 2, その他必要と認めた事項。

第6条（役 員）

本会に次の役員を置く。

- 1, 会長1名、副会長2名、事務局長1名
- 2, 理事相談役若干名
- 3, 会計、監事各1名

第7条（役員の選出）

理事は、役員会の承認を得て、会長にこれを委嘱する。会長、副会長、事務局長は総会で選任、その他の役員は会長、副会長、事務局長の選任とする。役員の任期は2年とし再任1回、最長4年とする。

第8条（役員の任務）

理事は本会の重要事項の諮問に応じ、会長は会務を総括し本会を代表する。

副会長、事務局長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代理する。

理事は会務の補佐に任ずる。会計は会の経理を掌理する。監事は会計の監査を行う。

第9条（会 議）

会議は総会、役員会とする。

- 1, 総会は、年2回（3月・9月）開催することとし、会長が招集し役員の選出、事業計画、予算、決算等その他必要事項を議決する。
- 2, 臨時総会及び役員会は必要に応じ会長がこれを招集する。

第10条（会費、経費）

本会の会費は年会費と定例会費とし、年会費は1社年12,000円で印刷代、事務局経費、通信代、旅行・サークル活動費等に充当し、定例会費は会場代、食事代に充当させる。

年会費は、毎年9月月例会までに納金する。

本会の経費は会費、寄付金の収入をもって充当する。

補足

- 1, 入 会 新入会員の年会費は会員登録後、翌月から月割とし月額1,000円とする。
- 2, 脱 会 理由なく3ヶ月欠席の場合は脱会扱いとする。
理由を問わず年会費は返却しない。
- 3, 営 業 活 動 セールストーク及び他社会員への訪問は、正会員と認められて初めて活動できるものとする。